ものづくり支援センターしもすわ
中小製造業者設備投資促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　町内の中小製造業者が行う工場の設備投資に対し、その経費の一部を補助することにより、設備更新や新たな加工技術の取得等を促進し、健全な企業の発展に寄与することを目的とし、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　中小製造業者　日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める製造業に属する事業営む又は関係する者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。

(2)　設備　中小企業者が当該事業の目的のために設置する機械装置及び測定装置で、直接に事業の用に供するものをいう。

(3)　投下固定資産額　中小企業者が当該事業の用に供するために取得した設備に係る取得価格をいう。

（対象事業者及び補助対象経費）

第3条　補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

(1)　対象事業者（次の各号のいずれにも該当する者）

１．中小製造業者

２．町内に事業所を有する者で、町内において当該事業を1年以上継続して営んでいる者

３．町内の事業所に一設備の投下固定資産額が100万円以上の設備を設置した者

４．町税等の滞納のない者

(2)　経　費　設置に付随する費用を含む一設備の経費が100万円以上であること。ただし、振込手数料を除く

⑶　消費税の取扱い　特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

（補助率）

第4条　一設備で投下固定資産額100万円以上の設備を、合算した額の100分の2以内とし、一事業者につき100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（対象期間）

第5条　毎年１月２日から翌年１月１日までに行った設備投資で、支払いを終了しかつ下諏訪町へ償却資産登録している設備等。

（申請期間）

第6条　毎年１月１０日から１月３１日とする

（交付申請）

第7条　補助金の交付を受けようとする中小製造業者は、中小製造業者設備投資促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請期間内にものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

⑴　投下固定資産額がわかる取得した設備契約書又は見積書の写し

⑵　下諏訪町償却資産申告書及び種類別明細書の写し

⑶　投下固定資産額がわかる取得した設備代金の振込書又は領収書の写し

⑷　町税の納税証明書（法人住民税又は個人住民税等）

⑸　その他理事長が必要と認めるもの

（交付決定および請求）

第8条　前条の規定による申請書を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金額を決定し、中小製造業者設備投資促進補助金交付決定通知書（様式第2号)により通知するものとする。

２．申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに中小製造業者設備投資促進補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもす

わに提出しなければならない。

（減額、取消し等）

第9条　補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額若しくは一部を取り消し又は返還させることができる。

(1)　虚偽の申請又は不正な行為により補助金を受けようとし、又は受けたとき。

(2)　補助金の交付後1年以内に補助の対象となった設備を町外へ移動、売却又は廃棄したとき。

(3)　その他理事長が特に必要と認めたとき。

（重複補助の禁止）

第10条　この要綱に定める補助金は、下諏訪町商工業振興条例(平成21年下諏訪町条例第2号)に定める助成措置と重複して受けることができない。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成24年1月2日から施行する。

平成３０年４月１日一部改訂

令和８年４月１日一部改訂